令和元年5月21日

証拠説明書(2)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵

正 市

(主任) 弁護士 寺内 則 雄

弁護士 板谷 直 樹

			The second secon	The state of the s
号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙3	証拠説明書 (1頁, 8頁, 1 0頁抜粋)	写し	被代護知告理士宏	別件訴訟2において、被告は本件に おける甲27及び甲28を前者は甲第 3号証の1、後者は甲第3号証の6と して平成27年9月28日付証拠説明 書をもって裁判所に提出し、その頃被 告はこれを受領しているので、本件に おいてNO31及び甲32に係る名誉 毀損による不法行為に基づく損害賠償 請求権は原告が「損害及び加害者」を 知ってから3年を経過しているので時 効消滅していること。